

# 佐井村新型コロナウイルス 感染症対策本部の廃止に伴う

## 佐井村長メッセージ

政府は、5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけを、季節性インフルエンザなどと同じである5類感染症に変更しております。

これに伴い、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」が廃止されたことから、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、「佐井村新型コロナウイルス感染症対策本部」を廃止いたしました。

併せて、政府及び青森県の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止されたことから、「新型コロナウイルス感染症に関する佐井村対処方針」についても廃止いたします。

佐井村では、これまで、新型コロナウイルス感染症から住民の命と暮らし、そして地域経済を守るため、全庁一丸となり、その時々々の感染状況に応じて、様々な取組を行ってきました。

これまでの取組に当たって、住民の命を守るために懸命な対応に取り組んでこられた医療従事者をはじめとした関係者の皆様に対し、改めて深く感謝申し上げます。

また、住民の皆様におかれましては、これまでの感染防止対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。

今後も佐井村では、「佐井村新型インフルエンザ等対策行動計画」を改正するなど、全庁を挙げて、感染症対策の強化・充実を図ってまいります。

新型コロナに関する各種お問合せや医療機関のご案内は、「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」で24時間対応されておりますので、ご活用ください。

発熱などの気になる症状がある方の受診などについてですが、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触があったなど感染が疑われる場合、

- ①65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等の重症化リスクの高い方、または、症状が重い方は、かかりつけ医や外来対応医療機関を受診してください。
- ②新型コロナウイルス感染症の症状が疑われる方（村内に住所を有する方）や、感染流行地域等から帰省する方には、無料でPCR検査キットを配布しておりますので、佐井村役場福祉健康課（電話 0175-38-2111）までお問合せください。

また、陽性者と接触した覚えがないという方は、自宅で安静にする、あるいはご自身の体調が優れない場合は、新型コロナウイルス感染症以外の疾病にかかっていることもあり得ますので、かかりつけ医などを受診されることをお勧めいたします。

次に、5月8日以降に陽性となった場合の療養期間の考え方についてです。

政府は、感染症法上の位置づけの変更後は一律に外出自粛の要請はしないものの、特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことに注意が必要であるとしており、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えることを推奨しています。

また、発症後10日間を経過するまではウイルスの排出が見込まれることからマスクの着用やハイリスク者との接触を控えることが推奨されており、周りの方へ感染させないようご配慮をお願いいたします。

次に、新型コロナワクチン接種についてです。

5月8日から、佐井村において、高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者などを対象にワクチン接種を始めておりますので、接種の検討をお願いいたします。

また、このところ、県内での新規感染症患者はそれほど多くない状況にありますが、新型コロナウイルス感染症を乗り越え、社会経済活動を推進していくために、今後とも、基本的な感染防止対策を実施していただきますよう、お願い申し上げます。

令和5年5月10日

佐井村長 太田直樹

基本的な感染防止対策とは：①場面に応じたマスクの適切な着用  
②手洗い等の手指衛生  
③換気  
④人との距離の確保「3密の回避」